

岡崎市監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和7年4月30日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

環境部 環境政策課、ゼロカーボンシティ推進課、環境保全課、廃棄物対策課、
ごみ対策課、清掃施設課、総合検査センター

3 監査の実施期間

令和6年10月23日～令和7年4月30日

4 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

環境保全課

河川美化団体補助金の実績報告について、補助金の使途の確認が十分に行われていないものがあつたため、証拠書類等を徴取しその使途が補助対象経費に該当するか適切な判断をされたい。

ごみ対策課

1 契約事務において、本来契約課長に購入を依頼すべきと思料される消耗品を複数の発注に分割して直接購入しているものがあつたため、物品管理規則に準拠した適正な処理をされたい。

2 生ごみ減量化促進補助金について、申請額を超える額の補助金を交付しているものがあつたため、適正な処理をされたい。

清掃施設課

契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 2者以上の者からの見積書の徴取等が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみのお見積書により随意契約を行っているものがあつた。
- (2) 本来契約課長に購入を依頼すべきと思料される消耗品を複数の発注に分割して直接購入しているものがあつた。